

水戸市公告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づき，認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので，同条第 2 項の規定により，次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 11 日

水戸市長 高橋 靖

1 認可地縁団体の名称
 羅漢町内会

2 区域
 水戸市酒門町及び谷田町の一部

3 主たる事務所
 水戸市酒門町 5 1 1 5 番地

4 申請不動産に関する事項
 土地

地 目	面 積	所 在 地
畑	2 4 1 m ²	水戸市酒門町字坪 5 1 1 5 番

土地の標題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
舟橋 実也子	水戸市酒門町 2 6 7 5 番地 1
河合 鷹雄	水戸市酒門町 2 6 9 2 番地
松本 俊一	水戸市酒門町 2 6 9 7 番地
田口 重男	水戸市酒門町 2 7 0 1 番地
本田 昭	水戸市酒門町 2 7 0 2 番地
澤田 保男	水戸市酒門町 2 7 0 5 番地
杉崎 恵一	水戸市酒門町 2 7 0 9 番地
後藤 卓巳	水戸市酒門町 2 7 1 0 番地
本田 稔	水戸市酒門町 2 7 1 1 番地
本田 正和	水戸市酒門町 2 6 6 9 番地 2

大津 むめ	水戸市酒門町 2 7 1 1 番地
綿引 広行	水戸市酒門町 2 7 1 5 番地
松本 里子	水戸市酒門町 2 7 2 0 番地 1
加藤 美智子	水戸市酒門町 2 7 2 2 番地 1
加藤 俊男	水戸市酒門町 2 5 5 6 番地
綿引 憲一	水戸市酒門町 2 5 8 5 番地
萩野谷 憲二	水戸市酒門町 2 5 3 7 番地
萩野谷 泉	水戸市酒門町 2 5 3 7 番地
大金 俊也	水戸市酒門町 2 6 1 5 番地
井坂 克己	水戸市酒門町 2 5 1 4 番地
相野谷 初枝	水戸市浜田町 1 丁目 1 9 番 2 5 号
本田 三男	水戸市酒門町 2 7 0 2 番地
綿引 すゑ	水戸市谷田町 7 2 5 番地
綿引 時男	水戸市谷田町 7 2 1 番地 2
塚本 隆幸	水戸市谷田町 7 0 0 番地 1

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は
申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和 7 年 4 月 1 1 日から令和 7 年 7 月 1 1 日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで)

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 2 項に規定する申
出書及び関係書類を水戸市長に提出すること。

※ 水戸市ホームページにも掲載しています。

8 異議申出書等提出先

〒 3 1 0 - 8 6 1 0

水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号 本庁 4 階

水戸市役所 市民協働部 市民生活課 電話：0 2 9 - 2 3 2 - 9 1 5 1